

# 公益財団法人日本中学校体育連盟 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://nippon-chutairen.or.jp/about/document/>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	次年度からの3カ年事業計画と、次年度からの8カ年全国大会・研究大会について、常務理事会・理事会において原案を作成する。その後、評議員会にて協議し、最終的に理事会で決議してHPにて公表する。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) 団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	定款第4章～6章において、評議員、役員の構成等について定めている他、各種規定を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款において、「総則」「目的及び事業」「資産及び会計」「評議員」「評議員会」「役員」「理事会」「定款の変更、合併及び解散」「公告の方法」「事務局その他」の規定を定めている。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	規則・規定集において、「理事会運営規程」「顧問・参与設置規程」「評議員会運営規程」「部会設置規程」「専門委員会設置規程」「会員規程」「役員・評議員選出規程」「事務局規程」「個人情報保護規程」「シンボルマーク使用規程」「公印取扱規程」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	定款第4章第13条「評議員に対する報酬等」、第6章第26条「役員の報酬」、第28条「顧問及び参与」において、規程を整備している。また、規則・規定集「役員報酬規程」「給与規程」「退職給与規程」「旅費規程」を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章「資産及び会計」第5条「基本財産」、第7条「事業計画及び収支予算」、第8条「事業報告及び決算」、第9条「公益目的取得財産残額の算定」、第8章「定款の変更、合併及び解散」第38条「解散」、第39条「公益認定の取り消し等に伴う贈与」、第40条「残余財産の帰属」にて定めている。また、規則・規定集の「会計規程」で、各種規定を整備している。
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	規則・規定集において、「会員規程」「シンボルマーク使用規程」「物品等推薦要項」「全国中学校体育大会協賛要項」「全国中学校体育大会競技別協賛要項」「全国中学校体育大会ナンバーカード広告協賛要項」「全国中学校体育大会各競技毎ホームページ掲載協賛要項」を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役員はすべてが教育職員であるため、憲法・教育基本法・学校教育法等の関連法に遵守する義務がある。よって、各都道府県及び自治体の設置者によってコンプライアンス教育を実施しているため、この項目は該当しない。ただし、「暴力・暴言・体罰・セクハラ等」に対する対応について、毎年、理事会・常務等で確認している。
〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである。	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者は、すべてが学校教育関係者であるため、憲法・教育基本法・学校教育法等の関連法に遵守する義務がある。よって、各都道府県及び自治体の設置者によってコンプライアンス教育を実施しているため、この項目は該当しない。ただし、「暴力・暴言・体罰・セクハラ等」に対する対応について、毎年、評議員会・全国大会対策委員会等で確認している。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである。	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>〈ア〉 前述原則3(2)④のとおり、税理士の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>〈イ〉 監事2名を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。</p> <p>〈ウ〉 財務・経理処理において、法令及び規程に則った処理が行われているか、公認会計士・監事・事務局と意見交換が行い、財務・経理の業務執行に関する適切性に係る監査を受けている。</p>
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである。	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>〈ア〉 国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。</p> <p>〈イ〉 上項(2)の体制により、会計規程等に基づき、手続や科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>〈ア〉 法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>〈イ〉 事業・決算・監査報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。</p>
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	代表選手を選考するのは、各都道府県・各都道府県競技部であるため、この項目は該当しない。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>日本中学校体育連盟の令和7年度ガバナンスコード遵守状況を2026年2月5日にHPで公表した。</p> <p>＜ガバナンスコード遵守状況： <a href="https://nippon-chutairen.or.jp/about/document/">https://nippon-chutairen.or.jp/about/document/</a></p>